

河川管理施設に落書き被害！！

国土交通省北上川下流河川事務所はパトロールにて、鳴瀬川中流堰管理橋への「落書き」を発見したことから、警察署へ通報の上、被害届を提出しました。

今後も、河川巡視、CCTVカメラによる監視を行い、地域住民・関係機関等と連携しながら再発防止に努めてまいります。

【詳細】

発見日時：9月7日(水)16時20分 パトロール中に落書きを発見

発見場所：鳴瀬川右岸21.7k 鳴瀬川中流堰管理橋

被害状況：管理橋周辺にスプレーによる落書き



このような落書きによる行為は、河川の景観を損ねるだけでなく、河川環境の悪化や周辺住民を不快な気持ちにさせるなど、極めて遺憾な行為であると言わざるを得ません。落書き行為は、建造物損壊や器物損壊の罪に該当し罰せられます。今後も、発見した悪質な落書きに対しては、警察署へ通報し、原因者の特定に努めていきます。

●【刑法第260条】

他人の建造物又は艦船を損壊した者は、5年以下の懲役に処する。

●【刑法第261条】

他人のものを損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以上の罰金若しくは科料。

北上川下流河川事務所記者発表資料はホームページでご覧になれます。

ホームページアドレス【<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ



国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80

電話0225-95-0194(代表)

副所長

今野

裕美

よこやま

たかおみ

管理課長

横山

孝臣

(内線205)

(内線331)